

事務連絡

令和2年2月13日

建設業団体等の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症（COVID(コビット)-19）の感染拡大の防止について

現在、国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止するため、「国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するなど、全省を挙げて対策を講じているところです。

第5回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月12日）において、以下のとおり大臣指示がありました。

つきましては、感染症対策の観点から、貴団体及び傘下企業においては、不特定の人が訪れる可能性がある施設の出入口での消毒液の設置や、不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、職員及び来訪者への感染拡大防止に万全を期すとともに、営業所、事業所、工事現場、寮等においてもアルコール消毒液の設置や定期的な消毒等、可能な範囲で感染予防の対応を講じるようお願いします。

[大臣発言（抜粋）]

4. 公共交通機関や集客施設など不特定多数の者が集まる施設における感染症対策の観点から、新幹線駅・主要な在来線駅の構内や空港ターミナル内における消毒液の設置に加え、中国本土から日本に運航して夜間駐機を行う本邦航空会社全機の機内消毒など、利用者の感染拡大防止に万全を期してください。

(参考)

○首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしつつおこう～」

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルスに関する感染症対策に関する対応について）

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html